○岡山市公衆浴場法施行条例

平成12年3月22日

市条例第28号

(趣旨)

第1条　この条例は，公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　一般公衆浴場　法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち，その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものであって，その他の公衆浴場以外のものをいう。

(2)　その他の公衆浴場　次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。

ア　温湯等を使用して入浴させるものであって，専ら保養，休憩若しくは娯楽のための施設又はスポーツ施設に附帯するもの

イ　温湯等を使用して入浴させるものであって，専ら美容又は健康増進を目的としたもの

ウ　温湯等を使用して入浴させるものであって，専ら福祉又は福利厚生を目的としたもの

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に掲げる営業のための施設であるもの

オ　その他市長が一般公衆浴場とその形態を異にするものとして認めたもの

(3)　浴槽水　浴槽内の湯水をいう。

(4)　原湯　浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。

(5)　原水　原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。

(6)　ろ過装置　浴槽水を再利用するため，浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。

(7)　貯湯槽　原湯等を貯留する槽(タンク)をいう。

(8)　集毛器　浴槽水を再利用するため，浴槽水中の毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(9)　調節箱　洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽(タンク)をいう。

(10)　循環配管　湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。

(一般公衆浴場の配置の基準)

第3条　法第2条第3項に規定する一般公衆浴場を新たに設置しようとするとき(その他の公衆浴場を一般公衆浴場に変更しようとするときを含む。)の配置の基準は，既設の一般公衆浴場との直線距離が300メートル以上であることとする。ただし，地域の状況，予想利用者の数，人口密度等を考慮し，市長が公衆衛生上必要であると認めた場合は，この限りでない。

(一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置等に関する基準)

第4条　法第3条第2項に規定する一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　構造設備に関する基準

ア　下足場，脱衣室，便所及び浴室

(ア)　下足場，脱衣室，便所及び浴室は，それぞれ区別して設けること。

(イ)　下足場には，履物を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

(ウ)　脱衣室及び浴室は，男女を区別し，その境界には隔壁を設け，相互に，かつ，屋外から見通すことのできない構造とし，脱衣所の外部の見やすい位置に，男女別の表示をすること。

(エ)　脱衣室には，入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

(オ)　脱衣室の床面は，耐水性で滑りにくい材質を用いること。

(カ)　脱衣室の床面積は，男女それぞれ9平方メートル以上とすること。

(キ)　脱衣室及び浴室には，それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

(ク)　脱衣室及び浴室には，室内を適温に保つために必要な設備を設けること。

(ケ)　便所は，男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。

(コ)　浴室の床面は，耐水性で滑りにくい材質とし，使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け，かつ，清掃が容易に行える構造とすること。

(サ)　洗い場の面積は，男女それぞれ9平方メートル以上とすること。

(シ)　洗い場には，入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓，洗いおけ及び腰掛を備えること。

(ス)　主たる浴槽は，男女それぞれ内のりの表面積3平方メートル以上，深さ60センチメートル以上であって，かつ，洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

(セ)　薬湯，おがくず等を使用する浴槽にあっては，浴室にシャワー等を設けること。

(ソ)　入浴者の状況に応じて，下足場，脱衣室，便所及び浴室には手すりを設けるとともに，できるだけ段差をなくすこと。

(タ)　浴室の配管は，内部の浴槽水が適切に排水できる構造とすること。

イ　ろ過装置等を設ける場合

(ア)　1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。

(イ)　逆洗浄等の適切な方法でろ過装置内のごみ，汚泥等を排出することができる構造であること。

(ウ)　ろ過装置に毛髪等が混入しないようろ過装置の前に集毛器を設けること。

(エ)　浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は，浴槽水がろ過装置内に入る直前の位置に設置すること。

ウ　貯湯槽を設ける場合

(ア)　通常の使用状態において，湯の補給口，底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち，かつ，最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。

(イ)　(ア)により難い場合は，レジオネラ属菌が繁殖しないように，貯湯槽水の消毒設備が設けられていること。

(ウ)　完全に排水できる構造とすること。

エ　オーバーフロー水(浴槽からの溢(いっ)水をいう。以下同じ。)を使用し，及びオーバーフロー回収槽(オーバーフロー水を一時的に貯留する水槽をいう。以下「回収槽」という。)を設ける場合

(ア)　オーバーフロー水及び回収槽の水を浴槽水として再利用する構造になっていないこと。

(イ)　(ア)により難い場合は，回収槽は，地下埋設を避け，内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに，回収槽の水が消毒できる構造になっていること。

オ　気泡発生装置又はジェット噴射装置を設ける場合

(ア)　空気取入口にフィルター等を設け，土ぼこり等が入らない構造とすること。

(イ)　連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(ウ)　点検，清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること。

カ　屋外の浴槽を設ける場合

(ア)　男女を区別し，その境界には隔壁を設け，相互に，かつ，屋外から見通すことのできない構造とすること。

(イ)　浴槽の面積は，男女それぞれの入浴者数に応じ，十分な面積であること。

(ウ)　脱衣室，浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。

(エ)　屋外には，洗い場を設けないこと。

(オ)　屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

キ　サウナ室又はサウナ設備を設ける場合

(ア)　サウナ室は，男女を区別し，床面，内壁及び天井は，耐熱性の材質を用いた構造とすること。

(イ)　サウナ室の床面は，排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け，かつ，清掃が容易に行える構造とすること。

(ウ)　サウナ室又はサウナ設備には，温度調節設備を備えるとともに，室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(エ)　サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

ク　その他市長が必要と認めて指示する措置

(2)　衛生措置等に関する基準

ア　下足場，脱衣室，便所及び浴室

(ア)　毎日清掃するとともに，消毒を毎月1回以上実施し，清潔で衛生的に保つこと。

(イ)　ねずみ，衛生害虫等の生息状況について毎月1回以上点検し，適切な防除措置を講ずること。

(ウ)　照度は，床面において150ルクス以上を保つこと。

(エ)　脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち，かつ，換気を行うこと。

イ　浴槽水等

(ア)　浴槽水は，毎日完全に換水するとともに，その都度浴槽を清掃すること。ただし，循環ろ過し，かつ，継続して使用している浴槽水(以下「循環ろ過水」という。)については，1週間に1回以上定期的に完全に換水するとともに，その都度浴槽を

清掃し，及び消毒すること。

(イ)　浴槽水は，適温に保つとともに，常に満杯状態に保ち，十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

(ウ)　浴槽水は，第7条に規定する水質に関する基準に適合するよう次のいずれかの方法で消毒すること。ただし，浴槽水に循環ろ過水を使用しない場合において，使用の都度浴槽水を取り替えるときは，この限りでない。

a　浴槽水の消毒に塩素系薬剤(モノクロラミンを除く。)を使用する場合は，浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し，当該濃度を通常1リットル中に0.4ミリグラム以上に保ち，かつ，最大でも1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。この場合において，その測定記録を3年間保存すること。

b　浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は，浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定し，当該濃度を通常1リットル中に3.0ミリグラム以上に保つこと。この場合において，その測定記録を3年間保存すること。

c　原湯又は原水の性質その他の条件によりa及びbに規定する消毒方法以外の消毒方法を使用する場合等にあっては，レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

(エ)　原水又は浴槽水が第7条に規定する水質に関する基準を満たさないことが判明したときは，浴槽の清掃，消毒等必要な措置を講ずること。

(オ)　浴槽水の消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い，その記録を3年間保存すること。

(カ)　原水及び浴槽水の水質検査は，1年に1回以上行い，その記録を3年間保存すること。ただし，原水に水道水等(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道，同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。第7条において同じ。)のみを使用する場合の当該検査及び使用の都度浴槽水を取り替える場合の当該検査は，この限りでない。

(キ)　打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は，循環ろ過水を使用しないこと。

(ク)　ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は，浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

ウ　ろ過装置等を設ける場合

(ア)　ろ過装置は1週間に1回以上逆洗浄を行い，生物膜等ろ材に付着した汚れを除去

するとともに，内部の消毒を行う等，適切に維持管理を行うこと。

(イ) 循環配管は，1週間に1回以上，適切な方法で消毒するとともに，年に1回程度は内部を点検し，生物膜がある場合は除去すること。

(ウ) ろ過装置等の設備の稼働状況を適宜点検し，適切に維持管理するとともに，その記録を3年間保存すること。

(エ) 集毛器は，毎日清掃し，及び消毒すること。

エ　貯湯槽を設ける場合

(ア) 貯湯槽に貯留する原湯等の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち，かつ，最大使用時にも摂氏55度以上とし，これにより難い場合は消毒装置を設置する等レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

(イ) 貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行い，内部の生物膜の除去を行うこと。

(ウ) 定期的に保守点検し，設備の破損等及び温度計の性能の確認を行い，必要に応じて補修等を行うこと。

オ　回収槽を設ける場合は，定期的に回収槽及びオーバーフロー還水管の内部の清掃及び消毒を行うこと。

カ　水位計を設ける場合は，週に1回以上適切な方法で消毒し，生物膜を除去すること。

キ　調節箱を設ける場合は，生物膜の状況を監視し，必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

ク　浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設ける場合は，適宜清掃及び消毒を行い，内部に生物膜が形成されないように管理すること。

ケ　シャワーを設ける場合

(ア) シャワーは，週に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) シャワーヘッド及びホースは，6月に1回以上点検し，並びに内部の汚れ及びスケールを年に1回以上洗浄し，及び消毒を行うこと。

コ　屋外に浴槽を設ける場合であって浴槽の周囲に植栽があるときは，浴槽に土が入り込まないよう努めること。

サ　その他

(ア) タオル，くし，かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし，入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりにあっては，新しいものに限る。)を貸与するときは，この限りでない。

(イ) 入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ，又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及

ぼすおそれのある行為をさせないこと。

(ウ)　おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。

(エ)　自主管理を行うため，自主管理手引書及び点検表を作成し，従業員等にその内容を周知徹底するとともに，営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(オ)　新規営業開始時及び休止後の再開時は，浴槽，配管等を十分に消毒した後に営業を開始し，及び再開するよう努めること。

シ　その他市長が必要と認めて指示する措置

(その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置等に関する基準)

第5条　法第3条第2項に規定する第2条第2号ア，イ，ウ及びオに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　構造設備に関する基準

ア　脱衣室及び浴室は，男女を区別し，その境界には隔壁を設け，相互に，かつ，屋外から見通すことのできない構造とし，脱衣室の外部の見やすい位置に，男女別の表示をすること。ただし，時間帯によって男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合にあっては，この限りでない。

イ　脱衣室は，入浴者数に応じた適当な床面積とすること。

ウ　便所は，施設内で入浴者が利用しやすい場所に設けること。

エ　洗い場は，入浴者数に応じた適当な面積とすること。

オ　主たる浴槽は，入浴者に応じた適当な面積であって，かつ，洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

カ　前条第1号ア(イ)，(エ)，(オ)，(キ)，(コ)，(セ)，(ソ)，(タ)及びイからクまでに掲げる基準によること。

(2)　衛生措置等に関する基準

ア　前条第2号に掲げる基準によること。

第6条　法第3条第2項に規定する第2条第2号エに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は，次のとおりとする。

(1)　構造設備に関する基準

ア　個室内には，換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

イ　個室内には，適当な脱衣場所及び入浴者の衣類等を収納するための設備を設けること。

ウ　個室の出入口の扉には，施錠設備を設けず，かつ，上部は，透明ガラス等により内部を見通すことができる構造とすること。

エ　便所は，入浴者が利用しやすい場所に設けること。

オ　適当な広さの待合室を設けること。

カ　第4条第1号ア(オ)，(コ)及びクに掲げる基準によること。

(2)　衛生措置等に関する基準

ア　浴槽水は，使用の都度取り替えること。

イ　個室内で使用するタオル等は，入浴者1人ごとに取り替えること。

ウ　従業員に，風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

エ　第4条第2号ア(ア)，(イ)，(エ)，イ(エ)，エからコまで，サ(エ)，(オ)及びシに掲げる基準によること。

(水質に関する基準)

第7条　法第3条第2項に規定する原水(水道水等のみを使用したものを除く。)及び浴槽水の水質の基準は，次に掲げるとおりとする。ただし，温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあっては，第1号アからエまで並びに第2号ア及びイの基準の一部又は全部を緩和することができる。

(1)　原水の水質

ア　色度は，5度以下であること。

イ　濁度は，2度以下であること。

ウ　pH値(水素イオン濃度)は，5.8以上8.6以下であること。

エ　有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)が1リットル中に3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に10ミリグラム以下であること。

オ　大腸菌は，検出されないこと。

カ　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中に10CFU未満であること。

(2)　浴槽水の水質

ア　濁度は，5度以下であること。

イ　有機物が1リットル中に8.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に25ミリグラム以下であること。

ウ　大腸菌は，1ミリリットル中に1個以下であること。

エ　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中に10CFU未満であること。

(保健所長への通報等)

第8条　公衆浴場の営業者は，当該施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は，保健所長に通報し，その指示に従わなければならない。

(療養施設)

第9条　法第4条のただし書の規定により療養のため温泉，潮湯，薬湯等を設置するときは，療養者用の脱衣室，浴室及び浴槽を別に設け，健康な人と混用させないようにしなければならない。

2　療養のため温泉，潮湯，薬湯等を使用させる場合は，浴法，効能書その他入浴心得となる事項を浴室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(適用除外)

第10条　第2条第2号オに掲げるその他の公衆浴場であって，構造設備及び衛生措置等が第5条の基準により難い場合で，公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるものに対しては，市長は，当該基準を緩和することができる。

(委任)

第11条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

1　この条例は，平成12年4月1日から施行する。

2　御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町及び編入前の灘崎町の区域内において公衆浴場法施行条例(昭和31年岡山県条例第80号)第11条の規定による検査を受けた者は，第2条の検査を受けたものとみなす。

3　建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町及び編入前の瀬戸町の区域内において公衆浴場法施行条例(昭和31年岡山県条例第80号)第11条の規定による検査を受けた者は，第2条の検査を受けたものとみなす。

附　則(平成17年市条例第78号)

この条例は，平成17年3月22日から施行する。

附　則(平成18年市条例第122号)

この条例は，平成19年1月22日から施行する。

附　則(平成24年市条例第99号)

1　この条例は，平成25年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けている者に係る施設については，こ

の条例の施行後当該施設の設備が改修等により変更された場合における当該設備に係る部分を除き，改正後の条例第4条第1号イ(イ)から(エ)まで及びウの規定は，適用しない。

附　則(令和3年市条例第75号)

(施行期日)

1　この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第4条第1号ア(タ)，ウ並びにオ(イ)及び(ウ)並びに第5条第1号カの規定は，この条例の施行の日以後の許可に係る公衆浴場(同日前に許可を受けた者から譲り受けた公衆浴場であって同日以後に改修していないものを除く。)及び同日前の許可に係る公衆浴場であって同日以後に改修したものについて適用し，同日以後の許可に係る公衆浴場(同日前に許可を受けた者から譲り受けた公衆浴場であって同日以後に改修していないものに限る。)及び同日前の許可に係る公衆浴場であって同日以後に改修していないものについては，なお従前の例による。

附　則(令和7年市条例第10号)

この条例は，令和7年4月1日から施行する。